第三片

領収済通知書　国庫金　情報公開・個人情報保護・不服審査

あて先
（歳入徴収官、歳入徴収官代理、分任歳入徴収官又は分任歳入徴収官代理官職氏名並びに所属庁名及び所在地）

（住所）
（氏名）　殿

平成　年度　（所　管）
特別会計（番　号）
（取扱庁名（番　号））

納付金額	千	百	十	万	千	百	十	円

上記の金額を領収しました。
（領収日付印）

納付目的
開示請求手数料
行政機関非識別加工情報手数料
写し等交付手数料

納付場所
日本銀行（本店・支店・代理店又は歳入代理店）

備　考　［略］

第三片

領収済通知書　国庫金　情報公開・個人情報保護・不服審査

あて先
（歳入徴収官、歳入徴収官代理、分任歳入徴収官又は分任歳入徴収官代理官職氏名並びに所属庁名及び所在地）

（住所）
（氏名）　殿

平成　年度　（所　管）
特別会計（番　号）
（取扱庁名（番　号））

納付金額	千	百	十	万	千	百	十	円

上記の金額を領収しました。
（領収日付印）

納付目的
開示請求手数料
写し等交付手数料

納付場所
日本銀行（本店・支店・代理店又は歳入代理店）

備　考　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

1　この省令は、行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第五十一号）の施行の日（平成二十九年五月三十日）から施行する。

2　この省令施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省令第一号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第二項第二号ハ及び第十三条第二項第二号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　山本　公一

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表第三（第十条関係）		**別表第三**（第十条関係）	
特定分別基準適合物	業種	特定分別基準適合物	業種
第四条第一号に規定する分別基準適合物	別表第二の一の項の下欄のイに掲げる業種	第四条第一号に規定する分別基準適合物	別表第二の一の項の下欄のイに掲げる業種
	一〇〇分の〇		一〇〇分の五
	別表第二の一の項の下欄のロに掲げる業種		別表第二の一の項の下欄のロに掲げる業種
	一〇〇分の〇		一〇〇分の〇
	別表第二の一の項の下欄のハに掲げる業種		別表第二の一の項の下欄のハに掲げる業種
	一〇〇分の二五		一〇〇分の三〇